

平成24年

特定テーマ調査報告書

特定テーマ

企業立地戦略について

平成24年11月

経済企業委員会

目次

I	はじめに	1
II	特定テーマに関する委員会の活動状況	2
III	工場立地の現状	4
IV	これまでの県の取組	6
1	「新とちぎ元気プラン」における企業誘致の基本方針	6
2	「新産業プラン」における具体的取組と主な平成24年度事業	6
V	企業立地戦略に関する提言	7
1	セールスポイント（強み・弱み）に関する提言	7
2	売り込み先に関する提言	9
3	売り込み手法（アプローチの方法）に関する提言	11
4	定着促進（満足度の向上）に関する提言	12
5	推進体制に関する提言	13
VI	おわりに	15
VII	委員会委員名簿	16
VIII	調査関係部課	16

I はじめに

日本経済は、世界金融危機による大幅な景気悪化を経て、平成21年春頃から外需や経済対策の効果に牽引されて持ち直してきたが、現在、欧州信用不安の拡大による海外経済の減速等により景気判断は引き下げられ、先行きは不安視されている。

この間、本県においては、平成22年にコマツ真岡工場やキリンビール栃木工場が閉鎖され、有効求人倍率は統計上過去最低の0.36倍を記録するなど極めて厳しい状況にあった。その後、有効求人倍率は緩やかに改善し、平成24年5月には0.85倍まで回復したが、今年8月、矢板市で長年操業してきたシャープ栃木工場の事業縮小が発表され、県内経済界に大きな衝撃が走り、県においても雇用対策や関連企業の相談窓口設置等の対策を講じることとなった。

こうした企業の撤退・事業縮小等はいづれ、どこで生じるか確かな予想は困難であるが、情報収集力を高め、行政はこれらの事象に正面から向きあい、企業の新規誘致や定着促進の努力を続けることで、本県経済が後退し、人口、生産、消費の空洞化へと連鎖することを食い止めなければならない。

企業誘致は地域経済の活性化や雇用拡大に大きな効果があり、県は重点戦略に位置づけ継続的に取り組んでいるが、今まで以上に、官民一体となった取組が必要な時期に来ていることは明らかである。

本委員会としても、企業立地促進のための効果的な施策の視点を検討することにより、県の取組を後押しし、県内経済の持続発展性と雇用の安定に協力していきたいと考え、今回、企業立地戦略を特定テーマとし調査研究を進めてきた。

本報告書は、このような本委員会の活動の結果を、「提言」と施策の方向性や例示である「関連意見」として取りまとめたものである。

Ⅱ 特定テーマに関する委員会の活動状況

1 平成24年4月18日（水）

- (1) 委員席を決定した。
- (2) 産業労働観光部所管主要事業概要の説明を受けた。
- (3) 特定テーマについて協議を行い、企業立地戦略について調査・研究することとした。
- (4) 年間活動計画を決定した。

2 平成24年4月20日（金）

- (1) 企業局所管主要事業概要の説明を受けた。
- (2) 企業局関係施設等の現地調査を行った。
 - ① 矢板南産業団地 メガソーラー事業候補地

3 平成24年5月23日（水）

- (1) 年間活動計画について変更（追加）を決定した。
- (2) 企業誘致に関する県の取組について執行部から説明を受け、質疑を行った。
- (3) 企業立地戦略について、委員間討議を行った。

4 平成24年6月5日（火）

企業立地戦略について、委員間討議を行った。

5 平成24年6月20日（水）

宇都宮工業団地総合管理協会及び株式会社ホクガンにおいて県内調査を行った。

- 調査事項：
- ① 宇都宮工業団地の概要について
 - ② 宇都宮工業団地の操業環境の向上と課題について
 - ③ 株式会社ホクガンの概要及び取組について

6 平成24年7月11日（水）～13日（金）

佐賀県及び福岡県において県外調査を行った。

- 調査事項：
- ① 産業技術総合研究所九州センターの概要について
 - ② 佐賀県における企業誘致の取組について
 - ③ 福岡県における企業誘致の取組について

7 平成24年7月26日（木）

とちぎ企業立地・定着促進セミナー（東京）に、委員長及び副委員長が出席し、県が行う企業誘致活動を支援した。

8 平成 24 年 8 月 23 日（木）

執行部（関係課室長等）に対する事前通告制質疑を行った。

9 平成 24 年 10 月 5 日（金）

- (1) 産業労働観光部から所管事項の報告を受けた。
- (2) 日本貿易振興機構（JETRO）から外国の対日投資等について意見を聴取し、質疑を行った。

10 平成 24 年 10 月 10 日（水）

特定テーマ調査報告書（骨子案）の検討を行った。

11 平成 24 年 10 月 26 日（金）

特定テーマ調査報告書（素案）の検討を行った。

12 平成 24 年 11 月 29 日（木）

特定テーマ調査報告書（案）の検討を行った。

Ⅲ 工場立地の現状

1 工場立地件数の推移

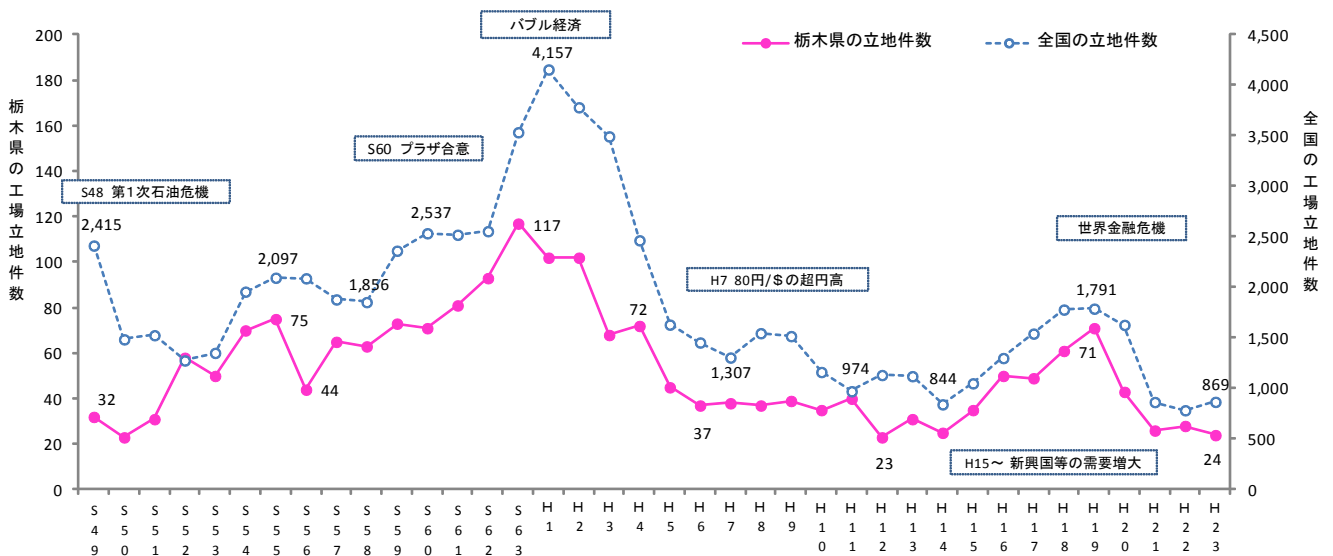
工場立地件数は国内外の経済状況に左右されやすく、全国の立地件数を見ると、近年では平成元年をピークにバブル経済の崩壊とともに減少した。

平成15年以降世界的な景気拡大により設備投資が活発化し増加傾向にあったが、平成19年以降米国の景気後退や世界金融危機、円高等の影響により減少に転じている。

平成23年には東日本大震災や原子力発電所事故により、東日本の立地件数に影響が生じているが、全国的には、本格的な復興に対する生産体制の増強や、災害発生に備えたりリスク分散のための生産設備の分散配置等の動きも見え始めている。

しかしながら、終わりの見えない円高、さらなる景気後退の懸念等将来的に右肩上がりの成長が望めない現況において、生産拠点の海外流出の加速と国内投資の低迷により、地域間競争は一層激化している。

〈図-1〉工場立地件数の推移



立地件数データ：経済産業省 「工場立地動向調査」※

2 近県等の状況

北関東自動車道の整備など物流基盤の強化がすすめられてきた北関東圏※では、平成14年以降新規工場立地件数を伸ばしてきた。

しかし、平成19年を境に、新規立地件数を牽引してきた静岡県、愛知県、兵庫県等とともに北関東圏においても新規工場立地件数は減少した。(表-1)

また、立地件数に占める工業団地への立地件数の割合を比較した場合、栃木県、茨城県、兵庫県においては団地内立地の割合が高く、群馬県、埼玉県、静岡県、愛知県においては低い傾向にあった。(表-2)

〈表-1〉 全国の工場立地件数上位県と近県の状況

H19	H20	H21	H22	H23
1 静岡 124件	1 静岡 144件	1 兵庫 54件	1 群馬 50件	1 兵庫 56件
2 群馬 98件	2 兵庫 102件	2 茨城 50件	2 愛知 47件	2 愛知 43件
愛知 98件	3 愛知 98件	3 群馬 47件	3 兵庫 44件	3 静岡 37件
5 茨城 92件	4 群馬 83件	9 埼玉 30件	5 茨城 39件	4 埼玉 36件
6 栃木 71件	5 茨城 79件	13 栃木 26件	7 栃木 28件	8 群馬 33件
埼玉 71件	7 埼玉 63件		8 埼玉 27件	14 栃木 24件
	15 栃木 43件			20 茨城 18件

立地件数データ：経済産業省「工場立地動向調査」

〈表-2〉 表-1 各県の工業団地内立地件数の状況

H19	H20	H21	H22	H23
静岡 31件 25.0%	静岡 41件 28.5%	兵庫 23件 42.6%	群馬 13件 26.0%	兵庫 34件 60.7%
群馬 39件 39.8%	兵庫 62件 60.8%	茨城 25件 50.0%	愛知 14件 29.8%	愛知 20件 46.5%
愛知 29件 29.6%	愛知 28件 28.6%	群馬 12件 25.5%	兵庫 19件 43.2%	静岡 18件 48.6%
茨城 43件 46.7%	群馬 29件 34.9%	埼玉 8件 26.7%	茨城 19件 48.7%	埼玉 16件 44.4%
栃木 52件 73.2%	茨城 45件 57.0%	栃木 15件 57.7%	栃木 12件 42.9%	群馬 15件 45.5%
埼玉 35件 49.3%	埼玉 23件 36.5%		埼玉 9件 33.3%	栃木 13件 54.2%
	栃木 24件 55.8%			茨城 12件 66.7%

立地件数データ：経済産業省「工場立地動向調査」

3 外資系企業の立地状況

経済のグローバル化に伴い、国内企業の海外進出が進む一方で、外資を呼び込み地域経済の活性化を図る取組も進められ、栃木県が把握する外資 50%以上の企業は、平成 23 年 1 月現在 28 社となっている。(表-3)

立地した年代別にみると昭和 60 年から平成 6 年のバブル期を含む 10 年間に 11 社、バブル崩壊後の平成 7 年からリーマン・ブラザーズ破綻直後の平成 21 年までの 15 年間に 11 社、その後の世界金融危機以降は、新たな外資系企業の参入は把握されていない。

なお、北関東圏においては、平成 22 年に群馬県の 3 件が確認されている。

※工場立地動向調査：工場立地法に基づき実施される経済産業省所管の統計調査。製造業、電気業、ガス業、熱供給業のための工場、事業場又は研究所を建設する目的をもって 1,000 ㎡以上の用地を調査年の 1 月から 12 月までの間に取得した者を対象に行われる。

※北関東圏：本調査報告では、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県の 4 県と定義する。

〈表－3〉 本県の主な外資系企業（外資 50%以上）

	- S59	S60-H1	H2-H6	H7-H11	H12-H16	H17-H21	H22	計
アメリカ	3社 化学2社 非鉄金属	1社 半導体	1社 機械部品	3社 機械部品 化学2社	1社 医療機器			9社
イギリス		1社 医療	5社 化学5社		1社 自動車部品	1社 自動車部品		8社
ドイツ	1社 医療機器		3社 機械部品 機械部品販売 自動車	1社 機械部品	1社 自動車	1社 自動車		7社
その他	2社 プラスチック 非鉄金属					2社 医薬 金属		4社
計	6社	2社	9社	4社	3社	4社		28社

IV これまでの県の取組

1 「新とちぎ元気プラン」における企業誘致の基本方針

本県の成長を牽引し、雇用を創出する産業を振興するとともに、競争力のある中小企業の活動を支援し、県内経済の活性化を図ることを基本方針とする。

○「新とちぎ元気プラン」の成果指標

過去 10 年間の研究所を含めた平均立地件数の 5%増加となる、毎年 45 件程度の新規立地を目指し、平成 23 年から平成 27 年の 5 年間に、企業立地件数を累計 225 件とする。

○「新とちぎ元気プラン」の重点的取組

- (1) 地域経済への波及効果が大きい企業の県内立地を促進、本社・研究開発機能の集積の拡大を促進する。
- (2) 既立地企業のさらなる定着の促進を図る。
- (3) 魅力ある産業団地の提供やアクセス道路の整備等立地環境の向上を推進する。

2 「新とちぎ産業プラン」における具体的取組と主な平成 24 年度事業

(1) 戦略的企業誘致活動の実施

ア トップセールスや様々な広告媒体の活用により、積極的な PR 活動を実施する。

イ 外資系企業・在日経済団体への個別訪問、セミナーでのプレゼンテーションやとちぎの魅力発信 DVD による情報発信を実施する。

(2) 企業誘致活動体制の強化

地域金融機関やインフラ関連企業等と連携した官民一体の誘致活動を実施する。

(3) 首都圏等での企業誘致体制の強化

平成 23 年 4 月に東京事務所に設置した栃木県企業誘致・県産品販売推進本部における首都圏等での活動体制を強化する。

(4) 助成制度等のインセンティブの有効活用

北関東圏では最高水準の企業立地優遇制度（上限 30 億円の補助金と上限 20 億円の融資）を活用した企業誘致と地元への再投資を促進する。

なお、フードバレー特認の設定、融資期間延長制度の継続などを実施しているところであるが、今後も必要に応じて補助制度を見直していく。

(5) 立地企業との関係強化、企業立地環境の向上

県工業団地管理連絡協議会等との意見交換や県職員が情報提供及び要望聞き取りのため企業を訪問するときにパートナーシップ事業を通じた信頼関係の構築と企業立地環境の向上を図る。

(6) 企業ニーズにマッチした魅力ある産業団地の確保

市町村等と連携した計画的な産業団地情報の提供を実施する。

V 企業立地戦略に関する提言

調査・研究を進めるにあたり、「セールスポイント（強み・弱み）について」「売り込み先について」「売り込み手法（アプローチの方法）について」「定着促進（満足度の向上）について」「推進体制について」といった項目を糸口に議論を進めた。

以下、委員間討議や事前通告制質疑において浮かび上がった本県の課題から、企業誘致や定着促進に資する取組の方向性について提言する。

1 セールスポイント（強み・弱み）に関する提言

～提言 1～ 企業立地優遇制度を見直す

本県の優遇制度が立地企業にとって真に魅力ある制度となるよう、補助・融資制度全般を見直し、時代の変化に対応するものとすべきである。

《提言の背景》

本県の補助制度は限度額 30 億円と首都圏でトップクラスの制度を用意しているが、補助率は不動産取得税課税標準の 4 % 等としたもので群馬県、埼玉県とほぼ横並びである。

また、経済産業省の原子力災害周辺地域産業復興企業立地補助金は、補助率最大 1/4 と企業にとって魅力的であるため、申請件数は堅調である。

近年、工場用地は小規模化する傾向にあり、補助制度としては、限度額の拡

大よりも補助率のアップのほうが効果的である。

また、定着促進補助金の要件に県内操業実績 20 年以上といった項目があるが、企業にとってこの要件は非常にハードルが高く、地域の雇用環境改善等に資する企業は操業 20 年以上の企業に限らないため、操業実績期間の短縮を図り、活用しやすい制度に改善すべきである。

制度融資においても群馬県、茨城県、埼玉県の融資期間は最長 15 年であり本県の 13 年を上回っている。

なお、関西方面への誘致活動拡大に伴い、首都圏での優位性に留まらない優遇制度を目指す必要も生じており、競合県と差別化した優遇制度で立地件数の増加を目指すべきである。

【関連意見】

- 優遇制度には、突出した No.1 の方策を打ち出すなど、企業のアイキャッチを誘発するような内容であることが必要である。
- 企業が産業団地以外に進出する場合でも、優遇制度が適用されるよう補助要件を緩和するなど、企業誘致のインセンティブ強化を検討する必要がある。
- 工場の用地造成や建物建設の際に、地元企業への発注率が一定割合を満たす場合に補助率を嵩上げするなど、補助金の効果が地域へ波及する仕組みも必要である。
- 現在の新商品開発等に係る補助制度は、開発初年度の経費に対する補助であり、長く厳しい開発期間を支えるものではないため、融資制度など継続的な支援の方法を検討する必要がある。
- 企業社員の生活を支援するなど既存の概念を超えた制度に、企業立地を促す可能性があると考える。

～提言 2～ 教育の充実と企業が求める人材を育成する

県内高等教育機関が研究拠点となるよう支援するとともに、中小企業の求める人材を育成し栃木県のイメージアップを図る必要がある。

《提言の背景》

茨城県にはつくば学園都市など大きな研究施設が控えており産学官連携が強みとなっているが、本県内には 10 の大学が存在するものの研究拠点としてつくばと比較すると弱く、ハイレベルな研究が行えるよう高等教育機関のレベルアップを支援する必要がある。

また、誘致を検討する企業は、高等学校等の教育環境を含めた従業員の生活環境に対する関心も高い。一方で、本県の工業系高校や高等専門学校は全国レベルの技術大会で優勝者を輩出するなど、優秀な技術者を育成する土壌があることも事実である。

誘致交渉の際には、人材は集まるのかといったことが焦点となることもあり、企業の求める人材の育成とマッチングを支援することが栃木県の操業環境の良さとなりイメージアップにつながると考えられる。

特に、大学生については、知名度の高い大企業を志向する傾向も根強く、採用を希望する中堅・中小企業とのミスマッチが生じているため、個人の適性と可能性を考慮した適切な就職支援が必要である。

【関連意見】

- 本県の真面目で勤勉な県民性を企業にPRするため、また、学生等のやる気を引き出すため、技能五輪やロボットコンテストなど技術に関する全国的なイベントを誘致するなどの工夫が必要である。
- 学生等の職業・技能教育において、本県産業の特徴や技術伝承の重要性を教えることなどが必要である。また、就職指導においては、ものづくりの大切さや働くための心構えを説くなど、企業が求める社会人として輩出する取組が必要である。

2 売り込み先に関する提言

～提言3～ アプローチの視点を変える

成長分野に加え、幅広い業種から、1社1社が力を持ったオンリーワン企業や大手企業から選ばれる中小企業など、将来性のある企業について誘致の可能性を探求すべきである。

《提言の背景》

本県が推進する重点5分野は、社会動向や国の施策動向等に添った波及効果の高い推進分野であるが、どの都道府県も力を注ぐ分野であるため、競争に打ち勝つことは易しいことではない。

企業誘致の最大の目的は、地域経済の活性化により地域に元気や働くことの喜びをもたらすことにある。これらが波及効果の高い成長分野の企業を誘致することで、より多くの県民にもたらされることは大変望ましいことであるが、必ずしも永続的なものではない。

本県の特徴のひとつである自動車や家電メーカー等優良企業の城下町的産業集積は、基幹となる企業の撤退・事業縮小などが生じた場合、地元中小企業の受ける影響は大きい。

一方、鹿沼市の木工団地に代表される既にある地域資源を活用し産業集積を発展させていくといった着眼点もあり、こうした自由な発想や広い視野での企業誘致や支援を行うことで、誘致の可能性を広げる必要がある。

【関連意見】

- 大企業と直接取引する1次サプライヤーに食い込むことには困難が伴うため、量産部品では2次、3次サプライヤーへのアプローチが賢明と思われる。
- 国内市場からより発展性の高い海外へ製造業が進出していくと仮定した場合、将来を見据え付加価値の高い企業や研究部門の誘致をすすめるべきである。

～提言4～ 県内経済にプラス効果をもたらす外資系企業を誘致する

外資系企業の誘致にあたっては、地域経済に与える影響等を調査し、県内経済にプラス効果をもたらすような企業等を誘致すべきである。

《提言の背景》

アジア新興国の経済成長に伴い、近年の対日直接投資残高は2008年をピークに減少傾向が見られ、国際的な立地競争力の再生が喫緊の課題となっている。

また、東日本大震災以降、復興需要や内需拡大への期待により、外資系企業の日本回帰が起こるとも考えられており、外資系企業を誘致する機会が到来している。このため、東北地方への玄関口である本県の優位性を全面に打ち出し、東日本への供給ルートを構築するといった取組が必要となっている。

しかし、外資系企業の進出は、生産性の向上や雇用の創出、技術革新や高付加価値化を促進させると期待され、地方公共団体においても企業誘致に注力してきたが、正のスピルオーバー効果を受けるのは高い生産性・成長率を実現している企業のみであるといった民間の調査研究結果もあり、外資系企業の誘致が地域にプラス効果をもたらすものかどうかの判断も必要となっている。

よって、本県では既に約30社の外資系企業が操業し、地域経済に馴染み貢献していることから、地域経済に与える影響等を調査し、日本貿易振興機構（JETRO）と連携するなどして、県内経済にプラス効果をもたらすような外資系企業等の誘致に取組むべきと考える。

なお、外資系企業の誘致には、補助、減税等のインセンティブ強化、文化交流から経済交流へといった友好交流先の活用、情報提供のスピード化などの取組が効果的である。

【関連意見】

- 対日投資を伸ばすアジア圏等の情報収集能力を強化するため、香港事務所のほかにも海外拠点の展開を検討する余地がある。
- 海外では自ら積極的にアピールすることが評価されるため、栃木県独自に企画立案したセミナー等プレゼンテーションの場を設けるべきである。
- 県内中小企業の海外進出は、本社機能を本県に残したままの展開であることが望ましい。また、既存の取引先との関係で海外進出を余儀なくされる場合等もあるため、県、地元市町はジェットロと連携して適切な情報提供を行い

地元企業の存続・発展に努めるとともに、将来的には世界的企業へと成長するよう補助制度等を有効に活用し海外進出支援に努めるべきである。

3 売り込み手法（アプローチの方法）に関する提言

～提言 5～ 新たな工場等建設用地の提供方法を検討する

東京に近いエリアでの用地確保、1社1社の希望に添った用地提供など、戦略性のある工場等建設用地の提供方法を検討すべきである。

《提言の背景》

東北自動車道と北関東自動車道が結節し東京から車で約1時間、東北新幹線で東京から宇都宮間が約50分であり、県内に停車駅も3駅存在するなど、交通の利便性がよいと考えられてきた本県であるが、首都圏中央連絡自動車道*（以下、「圏央道」という。平成28年以降全線開通予定。）により、物流に新しいネットワークが生じると考えられており、その沿線が注目を浴びている。

東日本大震災の影響もあると考えられるが、圏央道が県を横断し多くのICがある埼玉県は平成23年度の立地件数が関東トップであった。

港湾をもたず、圏央道沿線にあたらぬ首都圏北部に位置する本県には不利・不都合ともいえる状況が生じており、既存産業団地の完売を目指すだけでは、立地件数の増加は望めない。

このため、地理的条件の変化など時代の流れに対応するため、企業の希望を最大限取り入れたオーダーメイド型の工場等建設用地を提供する、また、県内既存企業の関連企業や紹介による企業誘致を行うなど、従来の枠組みを超えた戦略的な企業誘致の方法が必要である。

【関連意見】

- 企業が本県への新規立地や既存工場の拡張等を検討しても、土地利用や環境基準の規制等により、新たな事業展開等が図れない事案がある。企業の新規立地や設備投資等を促し、本県経済を活性化させるためにも、土地利用に関する計画の見直しや規制の緩和を検討すべきである。

※都心から半径およそ40km～60kmの位置に計画された、延長約300kmの高規格幹線道路。横浜、厚木、八王子、川越、つくば、成田、木更津などの都市を連絡し、東京湾アクアライン、東京外かく環状道路などと一体となって首都圏の広域的な幹線道路網を形成する首都圏3環状道路の、一番外側に位置する環状道路。首都圏の道路交通の円滑化、環境改善、沿線都市間の連絡強化、地域づくり支援、災害時の代替路としての機能など多くの役割を担う。

- 原子力災害周辺地域産業復興企業立地補助金申請者の多くが産業団地内への立地を希望していることから、競争力のある産業団地のストックを持つことも重要であるといえ、マーケティングを実施するなどして、企業に必要とされる新たな産業団地の造成についても前向きに取り組むべきである。
- 大規模産業団地は行政、中小産業団地は民間で造成するといった役割分担により、民間開発を促す仕組みを構築することも、公共団体の財政面や民間活用の視点から必要ではないか。
- 各産業団地が持つ地域特性とともに市町村の補助、融資、地方税等の優遇制度、地域の建設関連業者等が一目で分かる産業団地一覧を作成するなど、PRにも工夫が必要である。

～提言 6～ 金融機関・信用保証協会との協調を強化する

金融機関と信用保証協会に対し、融資方針、信用保証基準について、県の取組と協調した融資が行われるよう協力を求めるべきである。

《提言の背景》

ゼロ金利政策が採られているとはいえ、現実的には様々な貸付条件がクリアできずに借入できない企業も多く、地域金融機関、信用保証協会等の協力体制があれば、誘致、定着促進に可能性が広がると考えられる。

足利銀行の破たんなど本県特有の事情があるにしても、本県の金融機関は保守的な傾向があり、地元企業の育成に対し地域経済の活性化を支援する自らの役割を踏まえた協力が不可欠である。

また、栃木県信用保証協会には、とちぎ中小企業支援ネットワークの幹事機関として、とちぎ企業立地推進戦略会議等に参画を求めるなど、企業の可能性を広げる融資となる信用保証基準とするよう求める必要がある。

4 定着促進（満足度の向上）に関する提言

～提言 7～ 企業の満足度を高める・連携を強化する

行政と企業、企業と企業のつながりを確かなものとし、栃木県での操業満足度を高めるべきである。

《提言の背景》

県は、行政と企業の連携の場として、栃木県工業団地管理連絡協議会などへ知事・部長が訪問し、操業環境の向上に向けた意見交換を実施するなどしているが、県内現地調査において聞かれたのは、団地内に取引先となりうる企業が

あることを知らない、こうした業種が近くにあればもっと便利になるといった団地内外の企業連携に関する話題であり、企業側に県と“つながっている”という認識が少ないことも示唆された。

また、開発後30年、40年経過した産業団地には、建替え時期を迎える工場等もあると考えられ、建替えに伴い他県に移転してしまうといったことも懸念される。このため、商談会とまではいかなくとも、企業間の情報交換の場を設定する、行政が地元企業の製品を購入するなど企業と行政のつながりをもっと太いパイプにしていく取組などにより企業の満足度や誘致の可能性を広げていく可能性があると考えられる。

なお、行政内部の協議会等も型にはまったものとならないよう、幅広い意見を取り入れる仕組みとする必要がある。

5 推進体制に関する提言

～提言8～ 企業誘致の取組姿勢を点検する

的確な情報分析による戦略的な売り込みを行うとともに、明確な目標と効果的な行動計画を立て誘致に取り組むべきである。

《提言の背景》

栃木県企業誘致・県産品販売推進本部の積極的な誘致活動により着実な実績をあげているが、新とちぎ元気プランに示した県全体としての立地件数目標にははるかに及ばない。

厳しい経済状況のもと新たな設備投資が減少し、県人会、金融機関やゼネコンとの連携等による地道な情報収集を行う努力には敬服するが、北関東圏で立地件数が劣る理由について分析するなど栃木県が選ばれなかった理由を的確に把握すべきであることなど取組姿勢の点検も必要であると感じられる。

また、明確な目標値を設定し行動計画を定めることが効率的で効果的なアプローチにつながると考えられ、職員の達成感やモチベーションアップのためにも、最適な目標値を設定することが望ましい。

【関連意見】

- 市町村が戦略性のある産業団地用地として選定した場所であっても、市町村のまちづくりの方向性が議論されないまま、農地法や都市計画法が障壁となり造成が実現しないことがある。県においては、市町村を支援する立場にたって、省庁がまたがる案件であってもワンストップで対応できる窓口を設置し、市町村のまちづくりや企業誘致の円滑化を支援する必要がある。

- 県内 26 市町と連携した“オールとちぎ体制”を構築し、是非にも企業を誘致しようという強いシグナルを発信することが必要である。
- 県の誘致担当が行なう企業へのプレゼンテーションの機会をこれまで以上に増加させるべきである。

～提言 9～ 専門性と継続性のある職員を配置する ～

リーダーシップを発揮し職員を統括していく専門職員を継続的に配置し、体制強化を図るとともに、専門職員は相当の地位とインパクトのある名称を持たせるべきである。

《提言の背景》

企業誘致には、企画、営業、法務など総合的な知識経験が必要であり、セールスを業務としない県職員にとってその特殊性は高い。

また、産学官連携や新商品開発のコーディネーターなど、多岐にわたる知識とセンスが求められるとともに、企業のトップクラスと会話ができる知識と交渉力が必要となる。

一方で、地方公共団体においては、3年から4年サイクルで職員が別部局に異動してしまうため、専門性と継続性を維持することが難しい。

また、民間出身者を採用しても非常勤職員の場合が多く、同様の課題が残る。

このため、県職員が企業誘致を専門とする職種として配置されることが望ましいが、専門職としての知識と経験が蓄積されるまでの間は、民間等で交渉業務の経験がある者を常勤で採用するなど工夫の余地があると考えられる。

【関連意見】

- 企業のトップクラスと渡り合える民間出身者の確保は、人材、財政両面で難しい場合もあるので、栃木の良さを伝えるために職員のプレゼンテーション能力を開発する人材育成に重心を置く、民間企業との人事交流や研修により企業と縁を結ぶといったことも考えられる。
- 地方公共団体の職員研修は座学が中心となることが多く、講義を聞いただけでは一過性のものとなる恐れがあるため、コミュニケーション能力の向上やセールスの基本など実践的研修を繰り返し実施し、異動サイクルが短い県職員のスキルアップに努める必要がある。
- 行政機関にとって企業誘致業務は特殊性が高いため、適性のある職員を配置するとともに職員のストレス対策も考慮し、管理者のマネジメント能力を強化する必要がある。

VI おわりに

新興国製品の台頭により「安さ」を軸とする世界市場において、わが国の立地条件は6重苦（円高、高い法人税率、自由貿易協定への対応の遅れ、労働規制、環境規制（CO₂）、電力の諸課題）にあると言われている。

しかし、これらの厳しい状況下にあっても、これまで培ってきた日本の高い技術力を活かし世界シェア上位を占め続ける企業や“メイド イン ジャパン”を活かし外資を呼び込む企業、国内に目を向けニーズを捉え直し業績を伸ばす企業なども確かに存在している。

一方、平成24年工場立地動向調査の上期結果において、本県の立地件数等は隣接県と比較して低位にとどまり、特に群馬県との間に大きな差が生じたことは重く受け止めるべき事態であり、その要因をしっかりと追及したうえで、これを奮起の材料とし取り組んでいくべきである。

今回の調査研究では、一定規模の生産、研究開発、販売、サービスネットワークを県内に留める施策が、県内への投資や雇用水準の維持・向上には重要であり、苦境に立ち向かう強い企業が1つでも多く育ち、世界に飛躍するための環境や仕組みを構築することが行政の役割であることを再認識した。そして、行政がその役割を果たすことが、将来にわたり本県の人口や活力、行政サービス水準などにプラス効果が生じ循環していくものと考えている。

今後は、企業誘致をはじめ、10年、20年先の栃木県の可能性、将来像を明るくはつきりと描くことができるような様々な取組を推進し、知事が答弁した「住む人が住み続けたい、訪れた人が住んでみたいと心から思っただけのような日本一元気な“とちぎ”」が実現されることを心から期待したい。

最後になるが、県においては、産業労働観光部をはじめとする関係部局の緊密な連携の下、この報告書に盛り込まれた提言が、県政運営に十分に反映され、従来からの施策の枠組から一步踏み出し、しっかりと将来を見据えた取組となることを強く要望するとともに、厳しい財政状況ではあるが本県経済の発展のため、予算上の特段の配慮を求めるものである。併せて、県議会としても、最大限の支援・協力を惜しまないことを申し添える。

【参考】平成24年上期（1～6月期）工場立地動向調査結果（速報値）

	立地件数		立地面積		産業団地内立地件数	
群馬県	31件 (13)	2位	7.8ha (8)	1位	18件	1位
埼玉県	16件 (15)	7位	1.8ha (16)	15位	6件	13位
茨城県	15件 (11)	8位	6.4ha (7)	2位	9件	5位
栃木県	13件 (12)	14位	1.1ha (15)	22位	8件	8位
(参考) 福島県	14件	11位	1.1ha	22位	8件	8位

(注) () 書きは昨年同期の値

2012.10.30 経済産業省公表資料より

VII 委員会委員名簿

経済企業委員会

委員長	早川尚秀
副委員長	山形修治
委員	神林秀治
委員	阿部博美
委員	早川けい子
委員	野澤和一
委員	松井正一
委員	板橋一好

VIII 調査関係部課

産業労働観光部	産業政策課 工業振興課 経営支援課 国際課 労働政策課
企業局	経営企画課 地域整備課